

## 申告書の記載のしかた（第6号様式）

### 〈令和8年4月1日以後開始事業年度用〉

この記載のしかたは、申告書の様式に従って一般的なことがらについて説明してあります。
◎ 申告書は複写式になっておりますので、はがさずにボールペンで強く記入してください。
◎ 金額の端数処理についてはあらかじめ「000」「00」と印字されておりますので、それぞれの単位区分に従って記載し、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
◎ なお、ご不明な点がございましたら、管轄の県税事務所までお問い合わせください。

## 法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の税率

### 【法人県民税（均等割）】

区分	事業年度終了の日	平成23年3月31日までに終了する事業年度	平成23年4月1日以後に終了する事業年度
1	資本金等の額を有しない法人 等 資本金等の額が1,000万円以下である法人	年額 20,000円	年額 22,000円
2	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額 50,000円	年額 55,000円
3	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 130,000円	年額 143,000円
4	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 540,000円	年額 594,000円
5	資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,000円	年額 880,000円

(注)資本金等の額とは、法人税法上の資本金等の額に無償増減資等の加減算を行った金額と、資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい金額となります。

## ●法人県民税（法人税割）及び法人事業税の超過税率の適用区分

次のいずれかに該当する法人は、「**①の税率**」が適用されます。いずれにも該当しない法人は、「**②の税率**」が適用されます。

法人県民税（法人税割）	法人事業税
<ul style="list-style-type: none"><li>・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</li> <li>・課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円を超える法人</li> <li>・保険業法に規定する相互会社</li> <li>・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社</li> <li>・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人</li> <li>・法人税法に規定する受託法人</li> <li>・平成22年9月30日までに解散（合併による解散を除く。）した法人の清算所得に対する法人税額又は個別帰属法人税額に係る法人税割を課される法人</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</li> <li>・所得が年4,000万円を超える法人（所得課税法人）</li> <li>・収入金額が年3億2,000万円を超える法人（収入金額課税法人）</li> <li>・保険業法に規定する相互会社</li> <li>・資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社</li> <li>・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人</li> <li>・法人税法に規定する受託法人</li> <li>・平成22年9月30日までに解散（合併による解散を除く。）した法人の清算所得に対する事業税を課される法人</li></ul>

### 【法人県民税（法人税割）】

課税標準となる法人税又は個別帰属法人税額の	<b>①の税率</b>	<b>②の税率</b>
	1.8%	1.0%

### 【法人事業税】

法人区分		①の税率	②の税率	
以下の事業以外の事業を行う法人	普通法人 (特別法人、外形標準課税法人以外)	所得のうち年400万円以下の金額の 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の 所得のうち年800万円を超える金額の	3.75% 5.665% 7.48%	3.5% 5.3% 7.0%
	特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得のうち年400万円以下の金額の 所得のうち年400万円を超える金額の	3.75% 5.23%	3.5% 4.9%
	外形標準課税法人 事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等	所得割 所得の 付加価値割 付加価値額の 資本割 資本金等の額の	1.18% 1.26% 0.525%	1.0% 1.2% 0.5%

電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人

電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人	事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入割 収入金額の 付加価値割 付加価値額の 資本割 資本金等の額の	0.8025% 0.3885% 0.1575%	0.75% 0.37% 0.15%
	上記以外の法人	収入割 収入金額の 所得割 所得の	0.8025% 1.9425%	0.75% 1.85%
	特定ガス供給業を行う法人（特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人）	収入割 収入金額の 付加価値割 付加価値額の 資本割 資本金等の額の	0.519% 0.8085% 0.336%	0.48% 0.77% 0.32%

### 【特別法人事業税】

法人区分	令和元年10月1日以降に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
普通法人	37.0%	37.0%
特別法人	34.5%	34.5%
外形標準課税法人	260.0%	260.0%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業を除く）・ガス供給業（一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を行う法人）・保険業を行う法人	30.0%	30.0%
電気供給業（発電事業、小売電気事業又は特定卸供給事業）を行う法人	30.0%	40.0%
特定ガス供給業を行う法人（特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人）		62.5%

#### 第6号様式記載要領

- この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用してください。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができます。
- この申告書は、事務所又は事業所在地の道府県知事に1通を提出してください。
- 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。
- 「法人区分」の欄は、公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除きます。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除きます。）以外の法人で、次のいずれかの法人に該当する場合には、「イに掲げる法人」を○印で囲んで表示します。
  - 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人
  - 「前事業年度の法人区分」の欄について、「イに掲げる法人」を○印で囲み、かつ、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額(解散日現在の額)」の欄の金額が10億円を超える法人
  - 特定法人(次に定める日現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額が50億円を超える法人(法第72条の2第1項第1号に掲げる法人を除きます。))及び相互会社(外国相互会社を含みます。)をいいます。以下同じです。)との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額(解散日現在の額)」の欄の金額又は「法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄の金額が2億円を超える法人
    - 当該法人の事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書の規定により申告する場合は同項に規定する6月経過日の前日、法第72条の29第1項、第3項又は第5項の規定により申告する場合はその解散の日)と当該法人との間に完全支配関係を有する他の法人の事業年度終了の日が同じ場合　当該法人の事業年度終了の日
    - (イ)以外の場合　(イ)で定める日の直前に終了した当該他の法人の事業年度終了の日(当該直前に終了した事業年度がない場合には、当該他の法人の設立の日)
  - 当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときは当該法人のうち、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額(解散日現在の額)」の欄の金額又は「法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄の金額が2億円を超える法人
- 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)(以下「別表1」といいます。))の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載し、括弧内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載してください。
- 道府県民税の「②のうち見込納付額②」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。))が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。
- 事業税の「所得金額総額⑧」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑨」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑩」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載してください。
- 事業税の「⑦のうち見込納付額②」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。))又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。))の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。
- 「前事業年度の法人区分」の欄は、前事業年度の申告において、「法人区分」の欄の「イに掲げる法人」を○印で囲み表示した法人が、同様に表示します。

## 納付書の書き方について（お願い）

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>都道府県コード 040002</span> <span>県税</span> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>法人 県民税 特別法人事業税</span> <span>領取証書 ㊄</span> </div>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>宮 城 県</span> <span>口座番号 02220-1-960002</span> <span>加入者 宮城県・取扱者 宮城県県会計管理者</span> </div>	
所在地及び法人名 ①	
②	③
④	⑤
⑥	⑦
ID 事務所 税目 年度 管理番号 事業年 始期	
11 03 31 509 012345678 508 年 4 月 1	
申告区分 整理番号 納付区分 ※ 処 理 事 項	
⑦ 311100 (空欄) ⑧ 01	
事業年度(算定期間) 申告区分	
8・4・1 から 9・3・31 まで 中予 確定 修正 決定 日 年 ( )	
法人 県 民 税	法人 事業 税
法人 県 民 税	特 別 法 人 事 業 税
均 等 割 額 02	
延 滞 金 03	
計 04	
所 得 割 額 05	
付 加 価 値 割 額 06	
資 本 割 額 07	
取 入 割 額 08	⑨
特別法人事業税額 計 (05~09) 10	
延 滞 金 11	
過 少 申 告 加 算 金 12	
不 申 告 加 算 金 13	
重 加 算 金 14	
計 (10~14) 15	
合 計 額 16	
納 期 限 令和9年5月31日	領 取 日 付 印
課 税 事 務 所 ⑩ 仙台北県税事務所	
上記のとおり領収しました。(納税者保管)	
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。	

宮城県では、納税管理を電算システムで行っています。このため、納付書に記載もれがあると納税確認に時間がかかり、入れ違いに督促・催告状などが送付されてご迷惑をおかけする場合がありますので、必要事項の記入についてご協力をお願いします。

- 所在地及び法人名を記入してください。

所在地及び法人名		
年度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号
1 0	(②を記入してください)	
事 業 年 度 ( 算 定 期 間 )	申 告 区 分	
・ ・ ・	か ら	中 予 確 定 日
・ ・ ・	ま で	修 正 日
		決 定 日

地方税法施行規則省令第12号の2様式等、宮城県指定以外の納付書で納税される場合には、「※処理事項」欄等に②を記入してください。

- 申告先の事務所コードを記入してください。また、地域事務所の所管区域にある法人は、地域事務所の事務所コードを記入してください。

事 務 所 名	コード	事 務 所 名	コード	
大 河 原 県 税 事 務 所	0 1	北 部 県 税 事 務 所	東 原 地 域 事 務 所	0 6
仙 台 南 県 税 事 務 所	0 2	東 部 県 税 事 務 所	登 米 地 域 事 務 所	0 7
仙 台 北 県 税 事 務 所	0 3	東 部 県 税 事 務 所		0 8
塩 釜 県 税 事 務 所	0 4	気 仙 沼 県 税 事 務 所		0 9
北 部 県 税 事 務 所	0 5	仙 台 中 央 県 税 事 務 所		1 0

- 3 1 と記入してください。

- 5 (令和のコード) に続けて、申告年度を記入してください。

- 同封の申告書に添付している納付書に記入している番号を記載してください。

- 5 (令和のコード) に続けて、貴社の当該事業年始期を記入してください。

- 申告区分コードを記入してください。

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
予 定 申 告	310100	見 込 納 付	311100	修 正 申 告	311200
中 間 申 告	310200	確 定 申 告	311100		

※見込納付の場合には、申告区分欄の「その他」を丸印で囲み、カッコ内に「見込」と記入してください。

- 納付区分は0 1 と記入してください。(現金納付のコード)

- 税額等記入欄には法人県民税、法人事業税・特別法人事業税別に該当欄に記入してください。

- 上記②の事務所名を記入してください。

<法人事業税の課税標準及び税率>

- 税率は裏面をご覧ください。
- なお、算定期間が1年未満の超過税率の判定は、年4,000万円（所得課税法人）又は年3億2,000万円（収入金額課税法人）に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除した額で判断します。この場合に月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げます。
- (例) 令和8年4月1日から令和8年11月20日…8ヶ月(切り上げ) 40,000,000円 × 8ヶ月 ÷ 12 = 26,666,666円
- 記載例の場合、所得金額の総額が27,412,010円で26,666,666円を超えているため法人事業税の「①の税率」を適用します。
- 算定期間が1年未満の場合には、裏面早見表により読み替えてください。この場合に、月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り上げます。
- (例) 令和8年4月1日から令和8年11月20日…8ヶ月(切り上げ)
  - ㉔欄 4,000,000円 × 8ヶ月 ÷ 12 = 2,666,666円
  - ㉕欄 8,000,000円 × 8ヶ月 ÷ 12 = 5,333,333円
  - 5,333,333円 - 2,666,666円 = 2,666,667円
  - ㉖欄 27,412,010円 - 5,333,333円 = 22,078,677円

記載例

令和9年1月19日 法人番号 8000020040002

宮城県〇〇県税事務所長 殿

所在地 仙台市青葉区本町三丁目8-1

代表者名 宮城 太郎

宮城 花子

株式会社 宮城商事

令和8年4月1日から令和8年11月20日までの事業年度分の確定申告書

<特別法人事業税の課税標準>

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書(第6号様式別表14)

摘要	所得割の課税標準	税率(%)	基準法人所得割額
所得金額総額	27,412,010		
年400万円以下の金額	2,666,000	3.5/100	93,300
年400万円を超え年800万円以下の金額	2,666,000	5.3/100	141,200
年800万円を超える金額	22,078,000	7.0/100	1,545,400
計	27,410,000		1,779,900
軽減税率不適用法人の金額	000		000

1 この表は、法人事業税で①の税率が適用される法人が、特別法人事業税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式に添付してください。

2 「税率」の各欄は、法人事業税の②の税率を記載してください。

<所得金額の計算>

法人税申告書別表四

仮計	26	30,560,728
寄附金の損金不算入額	27	10,548
法人税額から控除される所得税額	29	125,254
税額控除の対象となる外国法人税の額	30	
合計	34	30,696,530
契約者配当の益金算入額	35	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38	
差引計	39	30,696,530
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	44	3,284,520
総計	45	27,412,010
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	51	
所得金額又は欠損金額	52	27,412,010

欠損金等の控除明細書(第6号様式別表9)

事業年度	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	2,500,963	2,500,963	0
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	783,557	783,557	0
計	3,284,520	3,284,520	0

○法人税申告書別表4の計算上損金の額に算入している所得税額がある場合は㉔欄に記載してください。

○電気・ガス供給業を行う法人、医療法人、外国で事業を行う法人、非課税事業を行う法人、特定目的会社及び投資法人等は、㉔から㉖欄は記載しないで、第6号様式別表5を提出してください。

事業税

特別法人事業税

摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得金額総額	27,412,010		
年400万円以下の金額	2,666,000	3.75/100	99,900
年400万円を超え年800万円以下の金額	2,666,000	3.665/100	151,000
年800万円を超える金額	22,078,000	7.48/100	1,651,400
計	27,410,000		1,902,300
軽減税率不適用法人の金額	000		000
付加価値額総額			
付加価値額	000		000
資本金等の額総額			
資本金等の額	000		000
収入金額総額			
収入金額	000		000
合計特別法人事業税額	1,779,900		6,585,000
仮計			30,696,530
損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額			3,284,520
損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額			
益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額			
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額			
仮計			3,284,520
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))			27,412,010
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			
還付請求中間納付額			

第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4「セピア色」) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二]

署名(理事)

(電話)

宮城県の課税番号を記載してください。

<法人税割の課税標準及び税率>

- 税率は裏面をご覧ください。
- なお、算定期間が1年未満の超過税率の判定は、年1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除した額で判断します。この場合に月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げます。
- (例) 令和8年4月1日から令和8年11月20日…8ヶ月(切り上げ) 10,000,000円 × 8ヶ月 ÷ 12 = 6,666,666円
- 記載例の場合、課税標準となる法人税額が7,016,000円で6,666,666円を超えているため法人県民税(法人税割)の「①の税率」を適用します。

法人税申告書別表一

所得金額又は欠損金額	1	27,412,010
法人税額	2	5,966,202
法人税額の特別控除額	3	
法人税額計	10	5,966,202

○法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄(10の欄)の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に記載がある場合の当該金額を除きます。)に記載し、括弧内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の10の欄)の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載してください。

<均等割の税率>

- 事務所等を有していた月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。
- 税率及び月割計算早見表は裏面をご覧ください。